

# 議 事 日 程

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会  
2 月 1 8 日 ( 木 ) 午 後 2 時 0 0 分  
五 所 川 原 市 金 木 庁 舎 4 階 第 1 会 議 室

- 第 1 開 会
- 第 2 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
- 第 3 会 期 の 決 定
- 第 4 前 回 会 議 録 の 承 認 ( 第 1 回 定 例 会 )
- 第 5 教 育 長 の 報 告
- 第 6 付 議 案 件
  - 1 議 案 第 4 号 五 所 川 原 市 体 育 施 設 設 置 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正  
す る 規 則 の 制 定 に つ い て
  - 2 議 案 第 5 号 五 所 川 原 市 教 育 支 援 委 員 会 運 営 規 則 の 制 定 に つ い て
  - 3 議 案 第 6 号 平 成 2 8 年 度 五 所 川 原 市 の 教 育 の 教 育 目 標 、 方 針 、  
重 点 に つ い て
  - 4 議 案 第 7 号 県 費 負 担 教 職 員 人 事 の 内 申 に つ い て
- 第 7 報 告 事 項
  - 1 B & G 海 洋 セ ン タ ー 金 木 駐 車 場 内 車 輛 破 損 に か か る 損 害 賠 償 額 の 決  
定 及 び 和 解 に つ い て
- 第 8 そ の 他

---

※ 次 回 定 例 会 開 催 予 定 日 平 成 2 8 年 3 月 2 5 日 ( 金 ) 午 後 3 時  
五 所 川 原 市 中 央 公 民 館 2 階 第 3 会 議 室

平成 2 8 年

五所川原市教育委員会  
第 2 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

## 目 次

### 付議案件

- 1 議案第4号 五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について . . . . . P 1
- 2 議案第5号 五所川原市教育支援委員会運営規則の制定について . . . P 1 3
- 3 議案第6号 平成28年度五所川原市の教育の教育目標、方針、重点について . . . . . P 1 8
- 4 議案第7号 県費負担教職員人事の内申について . . . . . P 3 5  
別綴(回収)

### 報告事項

- 1 B&G海洋センター金木駐車場内車輛破損にかかる損害賠償額の決定及び和解について . . . . . P 3 6

### その他

- 1 金木高等学校市浦分校の募集停止に伴う要望に対する県教委の回答について . . . . . P 4 0

議案第4号

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成28年2月18日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市体育施設について、現在の休館日や利用時間等の現状に則するため、規則の一部を改正するものである。

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市体育施設設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第45号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

別表第1五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設の表を次のように改める。

五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設

名称	休館日（休場日等を含む。）
五所川原市民体育館	(1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) 五所川原市民体育館にあつては12月28日から翌年の1月4日まで、五所川原市営球場及び五所川原市営庭球場にあつては12月から翌年の3月まで
五所川原市営球場	
五所川原市営庭球場	
五所川原市営ゲートボール場	12月から翌年の3月まで
球技場	
市民プール	9月から翌年の6月まで

別表第1都市公園以外に設置される体育施設の表五所川原市B&G海洋センター金木（プール）の項中「9月」を「10月」に改め、同表中

「

五所川原市B&G海洋センター市浦（体育館）	(1) 日曜日、土曜日及び休日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市B&G海洋センター市浦（艇庫）	

を  
「

五所川原市B&G海洋センター市浦（体育館）	(1) 日曜日、土曜日及び休日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市B&G海洋センター市浦（艇庫）	

」  
に改め、同表五所川原市嘉瀬スキー場の項中「の期間」を削り、同表五所川原市金木運動公園の項中「11月1日」を「11月」に、「3月31日」を「3月」に改め、同

表五所川原市山村広場の項中「なし」を「12月から翌年の3月まで」に改める。

別表第2都市公園内に公園施設として設置される体育施設の表五所川原市営球場の項中「午前7時30分」を「午前9時」に改める。

別表第2都市公園以外に設置される体育施設の表中

「

五所川原市嘉瀬スキー場	午後6時から午後9時まで
-------------	--------------

」

を

「

五所川原市嘉瀬スキー場	(1) 月曜日から金曜日までは、午後6時から午後9時まで (2) 日曜日、土曜日、休日及び五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第9号)第3条第1項第5号に規定する冬季休業日は、午後1時から午後4時まで及び午後6時から午後9時まで
-------------	--

」

に改め、同表五所川原市金木運動公園の項中「テニスコート」を「庭球場」に改め、同表中

「

五所川原市弓道場	午前9時から午後5時まで
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	

」

を

「

五所川原市弓道場	午前9時から午後5時まで
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	(1) 月曜日から土曜日までは、午前9時から午後9時まで (2) 日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで

」

に改める。

様式第1号及び様式第2号中

「

プ	ー	ル	市民プール・B&Gプール( )
---	---	---	-----------------

」

を

「

| プール | 市民プール・B&G金木プール・その他( ) |

に、  
「

| 山村広場 | 広場・テニスコート・他目的コート・その他( ) |

を  
「

| 山村広場 | 広場・その他( ) |

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○五所川原市体育施設設置条例施行規則（平成17年9月30日五所川原市教育委員会規則第45号）の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>(補則) 第7条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>別表第1（第2条関係） 五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">休館日（休場日等を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五所川原市民体育館</td> <td>(1) 毎週月曜日</td> </tr> <tr> <td>五所川原市営球場</td> <td rowspan="2">(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）</td> </tr> <tr> <td>五所川原市営庭球場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 五所川原市民体育館にあつては12月28日から翌年の1月4日まで、五所川原市営球場及び五所川原市営庭球場にあつては12月から翌年の3月まで</td> </tr> <tr> <td>五所川原市営ゲートボール場</td> <td>12月から翌年の3月まで</td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民プール</td> <td>9月から翌年の6月まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日（休場日等を含む。）	五所川原市民体育館	(1) 毎週月曜日	五所川原市営球場	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）	五所川原市営庭球場		(3) 五所川原市民体育館にあつては12月28日から翌年の1月4日まで、五所川原市営球場及び五所川原市営庭球場にあつては12月から翌年の3月まで	五所川原市営ゲートボール場	12月から翌年の3月まで	球技場		市民プール	9月から翌年の6月まで	<p>(職員) 第7条 五所川原市民体育館、五所川原市B&amp;G海洋センター金木、五所川原市B&amp;G海洋センター市浦、五所川原市弓道場及び五所川原市勤労者総合スポーツ施設に館長、所長その他の職員を置く。</p> <p>(補則) 第8条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>別表第1（第2条関係） 五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">休館日（休場日等を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五所川原市民体育館</td> <td>(1) 毎週月曜日</td> </tr> <tr> <td>五所川原市営球場</td> <td rowspan="2">(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）</td> </tr> <tr> <td>五所川原市営庭球場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 12月28日から翌年の1月4日まで</td> </tr> <tr> <td>五所川原市営ゲートボール場</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民プール</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日（休場日等を含む。）	五所川原市民体育館	(1) 毎週月曜日	五所川原市営球場	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）	五所川原市営庭球場		(3) 12月28日から翌年の1月4日まで	五所川原市営ゲートボール場	なし	球技場		市民プール	
名称	休館日（休場日等を含む。）																														
五所川原市民体育館	(1) 毎週月曜日																														
五所川原市営球場	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）																														
五所川原市営庭球場																															
	(3) 五所川原市民体育館にあつては12月28日から翌年の1月4日まで、五所川原市営球場及び五所川原市営庭球場にあつては12月から翌年の3月まで																														
五所川原市営ゲートボール場	12月から翌年の3月まで																														
球技場																															
市民プール	9月から翌年の6月まで																														
名称	休館日（休場日等を含む。）																														
五所川原市民体育館	(1) 毎週月曜日																														
五所川原市営球場	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）																														
五所川原市営庭球場																															
	(3) 12月28日から翌年の1月4日まで																														
五所川原市営ゲートボール場	なし																														
球技場																															
市民プール																															



改正後	改正前																																				
都市公園以外に設置される体育施設	都市公園以外に設置される体育施設																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">休館日（休場日等を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五所川原市B &amp; G海洋センター金木（プール）</td> <td>(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>10月から翌年の6月まで</u></td> </tr> <tr> <td>五所川原市B &amp; G海洋センター市浦（体育館）</td> <td>(1) <u>日曜日、土曜日及び休日</u> (2) <u>12月28日から翌年の1月4日まで</u></td> </tr> <tr> <td>五所川原市B &amp; G海洋センター市浦（艇庫）</td> <td><u>10月から翌年の5月まで</u></td> </tr> <tr> <td>五所川原市嘉瀬スキー場</td> <td>4月から11月まで</td> </tr> <tr> <td>五所川原市金木運動公園</td> <td>(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>11月から翌年の3月まで</u></td> </tr> <tr> <td>五所川原市山村広場</td> <td><u>12月から翌年の3月まで</u></td> </tr> <tr> <td>五所川原市つがる克雪ドーム</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日（休場日等を含む。）	五所川原市B & G海洋センター金木（プール）	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>10月から翌年の6月まで</u>	五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）	(1) <u>日曜日、土曜日及び休日</u> (2) <u>12月28日から翌年の1月4日まで</u>	五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）	<u>10月から翌年の5月まで</u>	五所川原市嘉瀬スキー場	4月から11月まで	五所川原市金木運動公園	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>11月から翌年の3月まで</u>	五所川原市山村広場	<u>12月から翌年の3月まで</u>	五所川原市つがる克雪ドーム	略	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">休館日（休場日等を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五所川原市B &amp; G海洋センター金木（プール）</td> <td>(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>9月から翌年の6月まで</u></td> </tr> <tr> <td>五所川原市B &amp; G海洋センター市浦（体育館）</td> <td>(1) <u>日曜日、土曜日及び休日</u> (2) <u>12月28日から翌年の1月4日まで</u></td> </tr> <tr> <td>五所川原市B &amp; G海洋センター市浦（艇庫）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五所川原市嘉瀬スキー場</td> <td>4月から11月までの<u>期間</u></td> </tr> <tr> <td>五所川原市金木運動公園</td> <td>(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>11月1日から翌年の3月31日まで</u></td> </tr> <tr> <td>五所川原市山村広場</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>五所川原市つがる克雪ドーム</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日（休場日等を含む。）	五所川原市B & G海洋センター金木（プール）	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>9月から翌年の6月まで</u>	五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）	(1) <u>日曜日、土曜日及び休日</u> (2) <u>12月28日から翌年の1月4日まで</u>	五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）		五所川原市嘉瀬スキー場	4月から11月までの <u>期間</u>	五所川原市金木運動公園	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>11月1日から翌年の3月31日まで</u>	五所川原市山村広場	なし	五所川原市つがる克雪ドーム	略	略	
名称	休館日（休場日等を含む。）																																				
五所川原市B & G海洋センター金木（プール）	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>10月から翌年の6月まで</u>																																				
五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）	(1) <u>日曜日、土曜日及び休日</u> (2) <u>12月28日から翌年の1月4日まで</u>																																				
五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）	<u>10月から翌年の5月まで</u>																																				
五所川原市嘉瀬スキー場	4月から11月まで																																				
五所川原市金木運動公園	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>11月から翌年の3月まで</u>																																				
五所川原市山村広場	<u>12月から翌年の3月まで</u>																																				
五所川原市つがる克雪ドーム	略																																				
略																																					
名称	休館日（休場日等を含む。）																																				
五所川原市B & G海洋センター金木（プール）	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>9月から翌年の6月まで</u>																																				
五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）	(1) <u>日曜日、土曜日及び休日</u> (2) <u>12月28日から翌年の1月4日まで</u>																																				
五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）																																					
五所川原市嘉瀬スキー場	4月から11月までの <u>期間</u>																																				
五所川原市金木運動公園	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>11月1日から翌年の3月31日まで</u>																																				
五所川原市山村広場	なし																																				
五所川原市つがる克雪ドーム	略																																				
略																																					
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）																																				
都市公園内に公園施設として設置される体育施設	都市公園内に公園施設として設置される体育施設																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">使用時間（利用時間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五所川原市民体育館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>五所川原市営球場</td> <td>午前9時から日没まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用時間（利用時間）	五所川原市民体育館	略	五所川原市営球場	午前9時から日没まで	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">使用時間（利用時間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五所川原市民体育館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>五所川原市営球場</td> <td>午前7時30分から日没まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用時間（利用時間）	五所川原市民体育館	略	五所川原市営球場	午前7時30分から日没まで	略																					
名称	使用時間（利用時間）																																				
五所川原市民体育館	略																																				
五所川原市営球場	午前9時から日没まで																																				
略																																					
名称	使用時間（利用時間）																																				
五所川原市民体育館	略																																				
五所川原市営球場	午前7時30分から日没まで																																				
略																																					
都市公園以外に設置される体育施設	都市公園以外に設置される体育施設																																				

改正後		改正前	
名称	使用時間 (利用時間)	名称	使用時間 (利用時間)
略	略	略	略
五所川原市B & G 海洋センター市浦 (艇庫)		五所川原市B & G 海洋センター市浦 (艇庫)	
五所川原市嘉瀬スキー場	(1) 月曜日から金曜日までは、午後6時から午後9時まで (2) 日曜日、土曜日、休日及び五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第9号)第3条第1項第5号に規定する冬季休業日は、午後1時から午後4時まで及び午後6時から午後9時まで	五所川原市嘉瀬スキー場	午後6時から午後9時まで
五所川原市金木運動公園	(1) 野球場 午前9時から日没まで (2) 庭球場 午前9時から午後9時まで (3) 多目的グラウンド 午前9時から日没まで (4) 管理事務所 午前9時から午後6時まで	五所川原市金木運動公園	(1) 野球場 午前9時から日没まで (2) テニスコート 午前9時から午後9時まで (3) 多目的グラウンド 午前9時から日没まで (4) 管理事務所 午前9時から午後6時まで
略		略	
五所川原市弓道場	午前9時から午後5時まで	五所川原市弓道場	午前9時から午後5時まで
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	(1) 月曜日から土曜日までは、午前9時から午後9時まで (2) 日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで	五所川原市勤労者総合スポーツ施設	
五所川原市金木相撲場	略	五所川原市金木相撲場	略

改正後			
様式第 1 号 (第 4 条関係)			
体育施設使用申請書 五所川原市教育委員会教育長 <span style="float: right;">年 月 日</span> 団 体 名 _____ 申 請 者 住 所 _____ (使用責任者) 氏 名 _____ 電話( ) _____ 次のとおり使用したいので申請いたします。			
使 用 目 的			
使 用 日 時		年 月 日( 曜 ) 時 分から 年 月 日( 曜 ) 時 分まで	
使 用 施 設	市 民 体 育 館	主競技場・補助競技場・会議室( )・その他( )	
	菊ヶ丘運動公園	球場・庭球場・その他( )	
	球 技 場 (岩木川河川敷)	野球場A・野球場B・その他( )	
	プ ー ル	市民プール・B&G金木プール・その他( )	
	金 木 運 動 公 園	野球場・テニスコート・管理事務所(シャワー室・研修室)・その他( )	
	山 村 広 場	広場・その他( )	
	嘉瀬スキー場	リフト・ヒュッテ・その他( )	
	B & G 海洋センター	体育館・艇庫・その他( )	
	つがる克雪ドーム	多目的グラウンド(全面・半面)・会議室・多目的室・その他( )	
	弓 道 場		
	勤労者総合スポーツ施設	多目的アリーナ・柔道場・その他( )	
	相 撲 場	相撲場・観覧場	
	ス ポ ー ツ 用 具 等		
	使 用 内 容	アマチュアスポーツ	入場料を徴収
	アマチュアスポーツ以外	する・しない	する・しない
使 用 予 定 人 員	選手	人	観覧者 人
使 用 設 備 備 品	電気使用(有・無)	設備使用(有・無)	
	暖房使用(有・無)	体育器具使用(有・無)	
備 考 欄			

改正前			
様式第 1 号 (第 4 条関係)			
体育施設使用申請書 五所川原市教育委員会教育長 <span style="float: right;">年 月 日</span> 団 体 名 _____ 申 請 者 住 所 _____ (使用責任者) 氏 名 _____ 電話( ) _____ 次のとおり使用したいので申請いたします。			
使 用 目 的			
使 用 日 時		年 月 日( 曜 ) 時 分から 年 月 日( 曜 ) 時 分まで	
使 用 施 設	市 民 体 育 館	主競技場・補助競技場・会議室( )・その他( )	
	菊ヶ丘運動公園	球場・庭球場・その他( )	
	球 技 場 (岩木川河川敷)	野球場A・野球場B・その他( )	
	プ ー ル	市民プール・B&Gプール( )	
	金 木 運 動 公 園	野球場・テニスコート・管理事務所(シャワー室・研修室)・その他( )	
	山 村 広 場	広場・テニスコート・多目的コート・その他( )	
	嘉瀬スキー場	リフト・ヒュッテ・その他( )	
	B & G 海洋センター	体育館・艇庫・その他( )	
	つがる克雪ドーム	多目的グラウンド(全面・半面)・会議室・多目的室・その他( )	
	弓 道 場		
	勤労者総合スポーツ施設	多目的アリーナ・柔道場・その他( )	
	相 撲 場	相撲場・観覧場	
	ス ポ ー ツ 用 具 等		
	使 用 内 容	アマチュアスポーツ	入場料を徴収
	アマチュアスポーツ以外	する・しない	する・しない
使 用 予 定 人 員	選手	人	観覧者 人
使 用 設 備 備 品	電気使用(有・無)	設備使用(有・無)	
	暖房使用(有・無)	体育器具使用(有・無)	
備 考 欄			

改正後

様式第2号（第4条関係）

体育施設使用許可（不許可）決定書 指令第 号 年 月 日 様 五所川原市教育委員会教育長 ㊟ 申請のあった体育施設の使用について、次のとおり決定します。			
決 定 区 分	許可する・許可しない		
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ） 時 分 から		
	年 月 日（ 曜 ） 時 分 まで		
使 用 施 設	市 民 体 育 館	主競技場・補助競技場・会議室（ ）・その他（ ）	
	菊ヶ丘運動公園	球場・庭球場・その他（ ）	
	球 技 場 (岩木川河川敷)	野球場A・野球場B・その他（ ）	
	プ ー ル	市民プール・B&G金木プール・その他（ ）	
	金 木 運 動 公 園	野球場・テニスコート・管理事務所(シャワー室・研修室)・その他（ ）	
	山 村 広 場	広場・その他（ ）	
	嘉 瀬 ス キ ー 場	リフト・ヒュッテ・その他（ ）	
	B & G 海 洋 セ ン タ ー	体育館・艇庫・その他（ ）	
	つ がる 克 雪 ド ー ム	多目的グラウンド(全面・半面)・会議室・多目的室・その他（ ）	
	弓 道 場		
	勤 労 者 総 合 ス ポ ー ツ 施 設	多目的アリーナ・柔道場・その他（ ）	
	相 撲 場	相撲場・観覧場	
	ス ポ ー ツ 用 具 等		
	使 用 内 容	アマチュアスポーツ	入場料を徴収
アマチュアスポーツ以外		する・しない	する・しない
使 用 予 定 人 員	選手	人	観覧者
使 用 設 備 備 品	電気使用（有・無）	設備使用（有・無）	
	暖房使用（有・無）	体育器具使用（有・無）	
備 考 欄			

改正前

様式第2号（第4条関係）

体育施設使用許可（不許可）決定書 指令第 号 年 月 日 様 五所川原市教育委員会教育長 ㊟ 申請のあった体育施設の使用について、次のとおり決定します。			
決 定 区 分	許可する・許可しない		
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ） 時 分 から		
	年 月 日（ 曜 ） 時 分 まで		
使 用 施 設	市 民 体 育 館	主競技場・補助競技場・会議室（ ）・その他（ ）	
	菊ヶ丘運動公園	球場・庭球場・その他（ ）	
	球 技 場 (岩木川河川敷)	野球場A・野球場B・その他（ ）	
	プ ー ル	市民プール・B&Gプール（ ）	
	金 木 運 動 公 園	野球場・テニスコート・管理事務所(シャワー室・研修室)・その他（ ）	
	山 村 広 場	広場・テニスコート・多目的コート・その他（ ）	
	嘉 瀬 ス キ ー 場	リフト・ヒュッテ・その他（ ）	
	B & G 海 洋 セ ン タ ー	体育館・艇庫・その他（ ）	
	つ がる 克 雪 ド ー ム	多目的グラウンド(全面・半面)・会議室・多目的室・その他（ ）	
	弓 道 場		
	勤 労 者 総 合 ス ポ ー ツ 施 設	多目的アリーナ・柔道場・その他（ ）	
	相 撲 場	相撲場・観覧場	
	ス ポ ー ツ 用 具 等		
	使 用 内 容	アマチュアスポーツ	入場料を徴収
アマチュアスポーツ以外		する・しない	する・しない
使 用 予 定 人 員	選手	人	観覧者
使 用 設 備 備 品	電気使用（有・無）	設備使用（有・無）	
	暖房使用（有・無）	体育器具使用（有・無）	
備 考 欄			

## ○五所川原市体育施設設置条例施行規則

平成17年9月30日五所川原市教育委員会規則第45号

## 改正

平成19年3月30日五所川原市教育委員会規則第3号

平成20年3月27日五所川原市教育委員会規則第8号

平成22年7月5日五所川原市教育委員会規則第4号

## 五所川原市体育施設設置条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、五所川原市体育施設設置条例（平成17年五所川原市条例第209号。以下「条例」という。）第11条及び第12条第1項の規定に基づき、五所川原市体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

**第2条** 体育施設の休館日（休場日等を含む。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に体育施設を休館（休場を含む。）することができる。

3 条例第9条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が休館日を変更し、又は臨時に施設を休館するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(使用時間)

**第3条** 体育施設の使用時間（指定管理者が施設を管理する場合には利用時間）は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者が利用時間を変更するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(使用申請)

**第4条** 条例第5条第1項の規定により体育施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、体育施設使用申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 体育施設のうち有料施設の個人使用（当該体育施設の貸切使用を除く。次項において同じ。）にあつては、前項の規定にかかわらず、申請者の使用料の納入をもって条例第5条の許可を得たものとみなす。

3 体育施設のうち無料施設の個人使用にあつては、第1項の規定にかかわらず、申請者は教育委員会が別に定める方法により条例第5条の許可を得るものとする。

4 教育委員会は、第1項の申請書を受理し、その可否を決定したときは、申請者に対して体育施設使用許可（不許可）決定書（様式第2号）を交付する。

(使用料の減免)

**第5条** 条例第8条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理し、その可否を決定したときは、申請者に対して体育施設使用料減免許可（不許可）決定書（様式第4号）を交付する。

(遵守事項)

**第6条** 体育施設を使用する者（指定管理者が施設を管理する場合には体育施設を利用する者）は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された施設又は設備以外を使用しないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 職員の施設管理上の指示に従うこと。

(職員)

**第7条** 五所川原市民体育館、五所川原市B&G海洋センター金木、五所川原市B&G海洋センター市浦、五所川原市弓道場及び五所川原市勤労者総合スポーツ施設に館長、所長その他の職員を置く。

(補則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(五所川原市民体育館設置条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 五所川原市民体育館設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第26号)

(2) 五所川原市つがる克雪ドーム設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第27号)

(3) 五所川原市陸上競技場設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第28号)

(4) 五所川原市嘉瀬スキー場設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第30号)

(5) 五所川原市B & G海洋センター設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第31号)

(6) 五所川原市金木運動公園設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第32号)

(7) 五所川原市金木トレーニングセンター設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第34号)

(8) 五所川原市山村広場設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第35号)

附 則(平成19年3月30日五所川原市教委規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日五所川原市教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例施行規則の廃止)

2 五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例施行規則(平成17年五所川原市規則第128号)は、廃止する。

附 則(平成22年7月5日五所川原市教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表第1(第2条関係)

五所川原市都市公園設置条例(平成17年五所川原市条例第178号)に規定する五所川原市都市公園(以下「都市公園」という。)内に公園施設として設置される体育施設

名称	休館日(休場日等を含む。)
五所川原市民体育館	(1) 毎週月曜日
五所川原市営球場	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)の翌日(その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日)
五所川原市営庭球場	(3) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市営ゲートボール場	なし
球技場	
市民プール	

都市公園以外に設置される体育施設

名称	休館日(休場日等を含む。)
五所川原市B & G海洋センター金木(プール)	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日(その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日) (3) 9月から翌年の6月まで
五所川原市B & G海洋センター市浦(体育館)	(1) 日曜日、土曜日及び休日
五所川原市B & G海洋センター市浦(艇庫)	(2) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市嘉瀬スキー場	4月から11月までの期間

五所川原市金木運動公園	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) 11月1日から翌年の3月31日まで
五所川原市山村広場	なし
五所川原市つがる克雪ドーム	(1) 毎週月曜日
五所川原市弓道場	(2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	(3) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市金木相撲場	なし

**別表第2（第3条関係）**

都市公園内に公園施設として設置される体育施設

名称	使用時間（利用時間）
五所川原市民体育館	午前9時から午後9時まで
五所川原市営球場	午前7時30分から日没まで
五所川原市営庭球場	午前9時から午後9時まで
五所川原市営ゲートボール場	午前7時30分から日没まで
球技場	午前7時30分から日没まで
市民プール	午前9時から午後5時まで

都市公園以外に設置される体育施設

名称	使用時間（利用時間）
五所川原市B & G海洋センター金木（プール）	午前9時から午後5時まで
五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）	
五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）	
五所川原市嘉瀬スキー場	午後6時から午後9時まで
五所川原市金木運動公園	(1) 野球場 午前9時から日没まで (2) テニスコート 午前9時から午後9時まで (3) 多目的グラウンド 午前9時から日没まで (4) 管理事務所 午前9時から午後6時まで
五所川原市山村広場	午前9時から日没まで
五所川原市つがる克雪ドーム	午前9時から午後9時まで
五所川原市弓道場	午前9時から午後5時まで
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	
五所川原市金木相撲場	午前7時30分から日没まで

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

議案第5号

五所川原市教育支援委員会運営規則の制定について

五所川原市教育支援委員会運営規則を次のとおり定める。

平成28年2月18日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

五所川原市就学指導委員会の機能拡大、名称変更に伴い、五所川原市教育支援委員会運営規則を制定するものである。



## 五所川原市教育支援委員会運営規則（案）

五所川原市就学指導委員会の設置等に関する規則（平成20年五所川原市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、五所川原市附属機関に関する条例（平成17年五所川原市条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき設置される五所川原市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 教育支援委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる者について、適切な就学及び一貫した支援が行えるよう教育委員会に意見を申し述べるものとする。

- （1）市が設置する小学校に入学する者及び市が設置する小学校若しくは中学校に転学し、又は在学する者のうち、障害があり、教育支援が必要と認められるものとして教育長に申出があったもの
- （2）前号に掲げる者のほか、教育長が必要と認めるもの

（専門員）

第3条 教育支援委員会の審議のため、調査、検査、資料の収集等に当たるための教育支援委員会専門員（以下「専門員」という。）を置く。

- 2 専門員は、非常勤の特別職とし、教育委員会が委嘱する。
- 3 教育支援委員会の委員は、専門員を兼ねることができる。

（意見聴取）

第4条 教育支援委員会は、必要があると認めるときは、専門員、学校の校長又は教諭その他の関係者の意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 教育支援委員会の庶務は、教育委員会事務局指導課において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、教育支援委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
（五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正）
- 2 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号）第2条の表指導課の項第11号中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

○五所川原市教育支援委員会運営規則新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>五所川原市教育支援委員会運営規則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、五所川原市附属機関に関する条例（平成17年五所川原市条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき設置される五所川原市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(所掌業務)</p> <p>第2条 教育支援委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる者について、適切な就学及び一貫した支援が行えるよう教育委員会に意見を申し述べるものとする。</p> <p>(1) 市が設置する小学校に入学する者及び市が設置する小学校若しくは中学校に転学し、又は在学する者のうち、障害があり、教育支援が必要と認められるものとして教育長に申出があったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、教育長が必要と認めるもの</p>	<p style="text-align: center;"><u>五所川原市就学指導委員会の設置等に関する規則</u> (設置)</p> <p>第1条 障害のある児童生徒等の適切な就学を図るため、五所川原市就学指導委員会（以下「就学指導委員会」という。）を置く。</p> <p style="text-align: center;">(所掌業務)</p> <p>第2条 就学指導委員会は、五所川原市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の求めに応じて、次の各号に掲げる者について、障害の種類及び程度に応じた就学ができるよう教育長に意見を申し述べるものとする。</p> <p>(1) 市が設置する小学校に入学する者並びに市が設置する小学校及び中学校に在学する者のうち、障害があると認められるものとして教育長に申出があったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第3条 就学指導委員会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから五所川原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、児童福祉施設の職員及び教職員</p> <p>(2) 学識経験者又は関係行政機関の職員</p> <p style="text-align: center;">(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 就学指導委員会に委員長及び副委員長1人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。</p> <p>3 委員長は、就学指導委員会の会議を主宰し、就学指導委員会を代表する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;">(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>(専門員)</u>  第3条 教育支援委員会の審議のため、調査、検査、資料の収集等に当たると  <u>めの教育支援委員会専門員（以下「専門員」という。）を置く。</u>  2 専門員は、非常勤の特別職とし、教育委員会が委嘱する。  3 教育支援委員会の委員は、専門員を兼ねることができる。</p>	<p><u>(専門員)</u>  第6条 就学指導委員会に、調査、検査及び資料の収集等に当たると  <u>めの専門員を置くことができる。</u>  2 専門員は、必要に応じて教育委員会が委嘱する。</p>
<p><u>(意見聴取)</u>  第4条 教育支援委員会は、必要があると認めるときは、専門員、学校の校長  <u>又は教諭その他の関係者の意見を聴くことができる。</u></p>	<p><u>(意見聴取)</u>  第7条 就学指導委員会は、必要があると認めるときは、専門員、学校の校長  <u>又は教諭その他の関係者の意見を聴くことができる。</u>  <u>(会議)</u>  第8条 就学指導委員会の会議は、必要に応じて教育長が招集する。</p>
<p><u>(庶務)</u>  第5条 教育支援委員会の庶務は、教育委員会事務局指導課において処理する。</p>	<p><u>(庶務)</u>  第9条 就学指導委員会の庶務は、教育委員会指導課において処理する。</p>
<p><u>(委任)</u>  第6条 この規則に定めるもののほか、教育支援委員会に関し必要な事項は、  <u>教育長が別に定める。</u></p>	<p><u>(委任)</u>  第10条 この規則に定めるもののほか、就学指導委員会に関し必要な事項は、  <u>教育長が定める。</u></p>

## ○五所川原市就学指導委員会の設置等に関する規則

平成20年2月20日五所川原市教育委員会規則第1号

## 五所川原市就学指導委員会の設置等に関する規則

(設置)

**第1条** 障害のある児童生徒等の適切な就学を図るため、五所川原市就学指導委員会（以下「就学指導委員会」という。）を置く。

(所掌業務)

**第2条** 就学指導委員会は、五所川原市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の求めに応じて、次の各号に掲げる者について、障害の種類及び程度に応じた就学ができるよう教育長に意見を申し述べるものとする。

(1) 市が設置する小学校に入学する者並びに市が設置する小学校及び中学校に在学する者のうち、障害があると認められるものとして教育長に申出があったもの

(2) 前号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(組織)

**第3条** 就学指導委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから五所川原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(1) 医師、児童福祉施設の職員及び教職員

(2) 学識経験者又は関係行政機関の職員

(委員長及び副委員長)

**第4条** 就学指導委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、就学指導委員会の会議を主宰し、就学指導委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

**第5条** 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門員)

**第6条** 就学指導委員会に、調査、検査及び資料の収集等に当たるための専門員を置くことができる。

2 専門員は、必要に応じて教育委員会が委嘱する。

(意見聴取)

**第7条** 就学指導委員会は、必要があると認めるときは、専門員、学校の校長又は教諭その他の関係者の意見を聴くことができる。

(会議)

**第8条** 就学指導委員会の会議は、必要に応じて教育長が招集する。

(庶務)

**第9条** 就学指導委員会の庶務は、教育委員会指導課において処理する。

(委任)

**第10条** この規則に定めるもののほか、就学指導委員会に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

議案第6号

平成28年度五所川原市の教育の教育目標、方針、重点について

平成28年度五所川原市の教育の教育目標、方針、重点について次のとおり提出する。

平成28年2月18日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

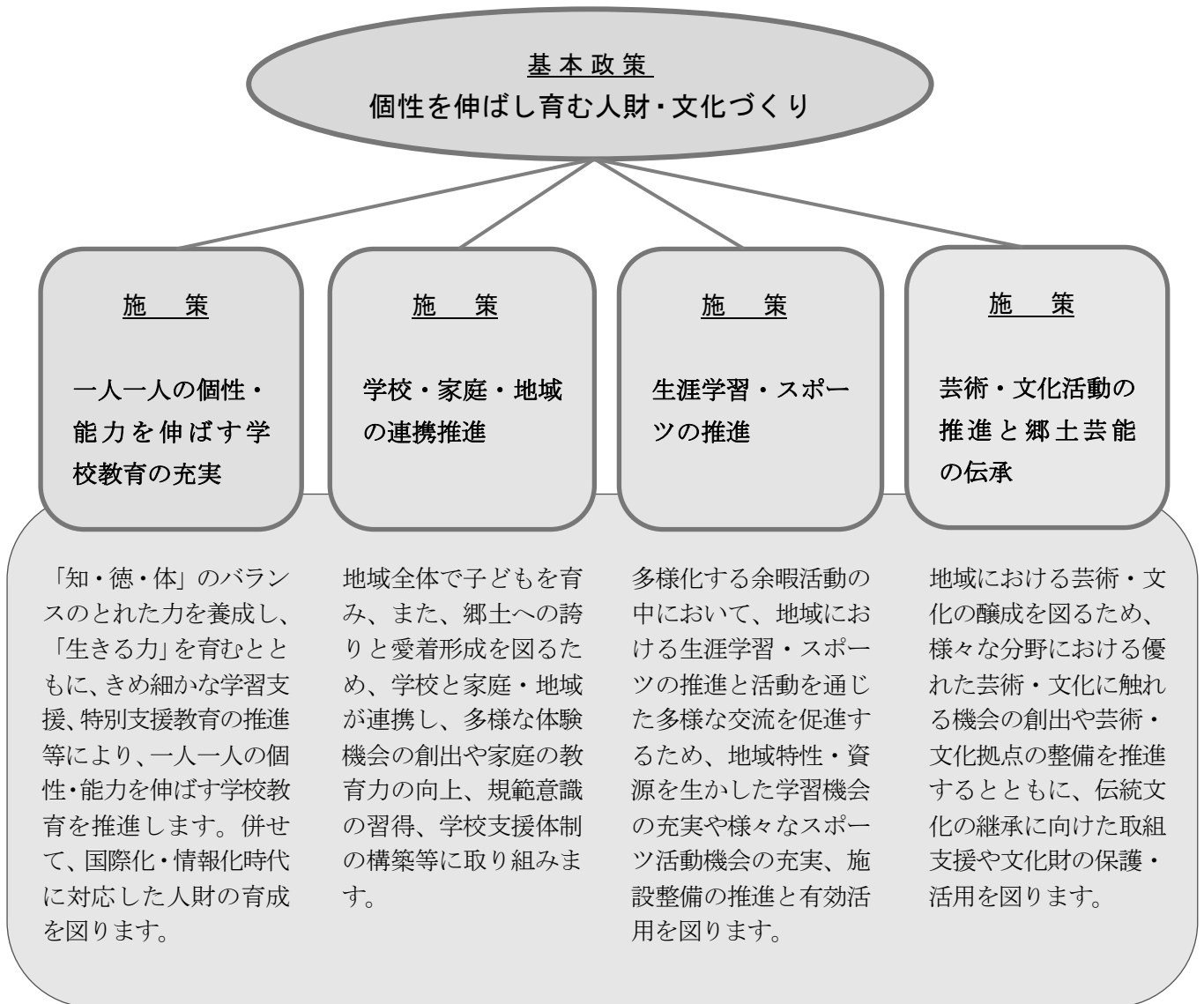
## Ⅱ 五所川原市の教育目標・方針・重点

# 五所川原市の教育目標・方針・重点の設定について

## ○ 設定主旨

五所川原市教育委員会では、平成27年4月に策定した「五所川原市教育振興計画」に掲げる基本政策「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」を実現し、五所川原市の教育の振興を推進するため、主要な施策ごとに具体的な教育目標・方針・重点を定め、的確に実施します。

### 五所川原市教育振興計画の概要



# 1 五所川原市教育目標

## (1) 基本目標

ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり

## (2) 具体目標

市民一人一人が生き生きと輝き、あふれる笑顔で毎日を送るために

### 1 心豊かな人づくりに向けた学校教育の推進

- ・ 豊かな人間性や確かな学力など「生きる力」を身に付ける児童生徒の育成に努める。
- ・ 夢や希望を育み、向上心や意欲を持って学び続ける児童生徒の育成に努める。
- ・ 特別支援教育の支援体制の整備・充実を図り、一人一人のニーズに応じたきめ細かい教育に努める。
- ・ 情報教育設備の整備・充実を図り、情報社会に適応できる児童生徒の育成に努める。
- ・ 児童生徒の安全を保障し、安心して学べる環境づくりと安全で安定した学校給食の提供に努める。

### 2 心豊かな生活に向けた社会教育の推進とスポーツ振興

- ・ 市民の学習要求に積極的に対応するため、家庭・地域・学校・行政相互の連携を図りながら、学習機会の充実や指導者等の育成に努める。
- ・ 公民館や図書館等の機能を充実させ、その活用の促進を図りながら生涯学習社会にふさわしい教育環境の整備に努める。
- ・ 市民一人一人が、ライフスタイルや生活環境に応じてスポーツ活動を楽しみ、健康の増進と体力の向上が図られるように支援する。
- ・ スポーツ施設の利便性を図り、有効活用を促進する中で、生涯スポーツにふさわしい環境の整備に努める。

### 3 豊かな心を育む地域文化の振興

- ・ 文化財の保護・保存や伝統文化の継承を図りながら、それらに関する発表や学習機会の充実に努め、市民の郷土に対する愛情を育む。
- ・ 市民の自主的・主体的な芸術・文化活動の支援・振興に努める。



## 2 学校教育行政の方針と重点

### (1) 基本方針

学校教育における教育環境の整備・充実を図ることが重要であるため、少子化等に対応した学校統合の取り組みや、学校規模の適正化及び通学路における児童生徒の安全確保について検討しながら、良好な教育環境の整備・充実に努めていく。また、学校保健を推進し、健康教育の充実に努める。さらに、教職員配置の充実とサービスや規律の強化を図り、関係機関との連携体制並びに事務の効率化や調整機能を向上させる。

### (2) 重点目標

#### ① 学校施設の計画的な改修

学校施設の老朽化改善に向けた計画的な大規模改修及び外構整備の継続に努める。

#### ② ICT教育環境の整備

ICT機器の整備を推進し、情報通信技術の利便性を享受した教育を実現する。

#### ②③ 健康教育の充実

学校保健に関する指導を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

#### ⑤④ 学校教育支援の充実

特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活支援、学習支援の充実に努める。

#### ③⑤ 就学援助の充実

経済的な理由によって就学困難な児童、生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。

#### ④⑥ 幼稚園就園奨励費補助の充実

家庭の所得状況に応じて、保護者の経済的負担の軽減と公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図り、幼稚園教育の振興に資する。

### 3 学校教育指導の方針と重点

#### 方 針

**知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学年・学級経営を基盤に、学校経営に創意工夫をこらし、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進に努める。**

現行の学習指導要領では、子供たちに「生きる力」を一層育むという理念の下、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力等の育成を重視している。変化の激しい社会を自立的に生きるために、学校教育においては、今後も生きる力を育む教育の更なる推進と、学ぶ意欲の源となる夢や志を抱き、子供一人一人が目標に向かって自己実現をめざす教育の展開が求められている。

五所川原市の教育基本目標は、『ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり』である。また、五所川原市教育振興計画（平成27年～31年度）においては、『個性を伸ばし育む人財・文化づくり』を基本政策とし、学校教育においては、「知・徳・体のバランスのとれた力を養成し、生きる力を育むとともに、きめ細やかな学習支援、特別支援教育の推進等により、一人一人の個性・能力を伸ばすとともに、国際化・情報化時代に対応した人財の育成を図る。」と述べている。

各学校において、子供たちは日々学習や運動に積極的に取り組んでいるものの、標準学力検査や県学習状況調査等の結果からは、学習意欲や学力の低下が懸念される状況が見られる。また、基本的な生活習慣が身に付いていないことや規範意識が低く問題行動を起こすことも各学校の課題となっている。これらのことから、本市学校教育の課題は「確かな学力と豊かな心」の育成である。

「確かな学力」については、基礎・基本的な知識及び技能の定着はもちろんであるが、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、及び主体的に学習する態度の育成のために、アクティブ・ラーニングの要素を取り入れた授業改善が大変重要である。そのために、

- ・ 主体的・協働的・問題解決的な学習過程による授業の確立に努める
- ・ 生徒指導の3機能（自己決定の場、自己存在感、共感的人間関係）を活かし、成就感や達成感を味わえる授業づくりに努める
- ・ 子供の能力を最大限に伸ばす実践的指導力を高められるよう、教師としての資質能力の向上に努める

以上の三つを柱に組織的に継続して取り組んでいくことが重要である。

「豊かな心」については、道徳教育をはじめ、教育活動全体を通じた心の教育の充実が重要である。そのために、

- ・ 道徳の時間を実質的に確保し、道徳教育推進教師を中心とした体制づくりと指導力向上に努める
- ・ 家庭との連携強化を図り、基本的な生活習慣の定着、規範意識の醸成に努める
- ・ 不登校やいじめ、問題行動等各学校の課題を踏まえ、教育相談の機能を十分に生かした生徒指導の充実に努める

なお、生徒指導の充実においては、協同指導体制の確立に努め、心の結びつきを基調とし、保護者や関係機関との連携を図りながら、子供を中心に据えた指導を継続することが最も重要である。

このような教育活動を具現化するためには、学年・学級経営を全ての教育活動の基盤としてとらえ、校長の明確な経営ビジョンの下、保護者や地域から信頼される開かれた学校づくりを一層推進するなど、学校経営に一層の創意工夫が必要である。さらに、学習面や生徒指導面において、9ヶ年で子供を育てるという視点に立って小・中学校の連携を図り、互いに指導力を高め合うことが大切である。

以上のことから、今年度の学校教育指導の方針を上記のように定め、12の重点を設定して、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進に努めることとした。

※人は「財(たから)」であるという考え方から、「五所川原市の教育」においては、「人材」を「人財」と表しています。



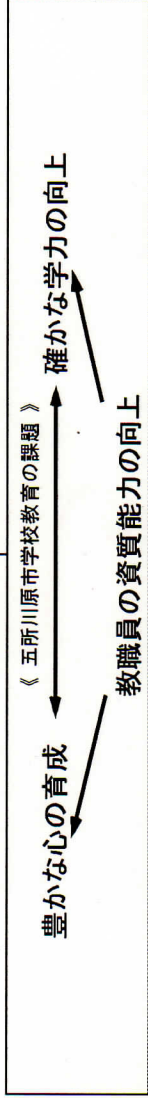
《五所川原市教育基本目標》

ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましくいきつくり

《五所川原市学校教育指導の方針》

個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進

《めざす子供像》 知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒



【心の教育の実践のためのポイント】

- 1 心の教育の充実のためのポイント
- 1 道徳教育推進教師を中心とした体制づくりと指導力向上
- 2 道徳教育推進教師の定着、規範意識の醸成
- 3 家庭との連携強化、基本的な生活習慣の定着、問題行動等を学校の課題を踏まえ、教育相談の機能を活用して生かした生徒指導の充実

【「確かな学力向上プロジェクト」】

- 1 「確かな学力向上プロジェクト」の作成（五つの視点と取組状況を把握するための指標の設定）
- 2 「確かな学力向上プロジェクト」の推進（五つの視点と取組状況を把握するための指標の確立）
- 3 五所川原市「主体的・協働的・問題解決的な学習」(GOAL)に基づき授業の確立
- 4 校内研究の充実（組織的・主体的・実質的な研修・研究の推進による教師の授業力の向上）

重	点
1.2	<b>研修の充実</b> 校教職員としての資質能力を高め、自主的に課題を解決するために、組織的・主体的・実質的な研修・研究推進に努める。
1.1	<b>環境教育の推進</b> 豊かな心と環境との関わりについて関心と理解を深め、環境教育の推進に努める。
1.0	<b>国際化に対応する教育の推進</b> 一人一人の子供が、我が国や諸外国の文化や伝統について理解を深め、国際理解教育の推進に努める。
9	<b>情報化に対応する教育の推進</b> 一人一人の子供が、必要に応じて情報を選択し、適切に活用する能力を身に付けることができるよう、情報モラル教育の推進に努める。
8	<b>総合的な学習の時間の充実</b> 一人一人の子供が、多様なものの考え方や学び方を身に付け、よりよく問題を解決することができるよう、探究活動の充実を推進し、総合的な学習の時間の充実を推進する。
7	<b>キャリア教育の推進</b> 一人一人の子供が、自らの生き方を考え、社会的・職業的自立ができるよう、将来を見つめるキャリア教育の推進に努める。
6	<b>特別支援教育の充実</b> 一人一人の子供が、もてる力を高め、自らの教育的ニーズを把握し、それぞれの特長を伸ばすことができるよう、特別支援教育の推進に努める。
5	<b>体育・健康教育の充実</b> 一人一人の子供が、生涯にわたって健康で活躍できる生活を送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体の健康を育むことができるよう、体育・健康教育の推進に努める。
4	<b>特別活動の充実</b> 一人一人の子供が、望ましい集団活動を通して、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を身に付けることができるよう、心の触れ合いを大切にした特別活動の推進に努める。
3	<b>道徳教育の充実</b> 一人一人の子供が、よりよく生きる基礎となる道徳性を養うことができるよう、教育活動全体を通して、豊かな心を育む道徳教育の推進に努める。
2	<b>生徒指導の充実</b> 一人一人の子供が、豊かな生活を送ることができるよう、全教職員が一致協力して、家庭・地域・社会・学校間等との連携を図りながら、其感的に認め合える生徒指導の推進に努める。
1	<b>授業の充実</b> 一人一人の子供が、主体的・協働的・問題解決的に学習し、確かな学力を、言葉活動の充実を図りながら、授業改善に努める。

<b>創意工夫をこらした学校経営</b>	
校長の強力なリーダーシップ	夢や志を育む教育環境づくり
<b>全教職員による組織的・機動的な学校運営</b>	
基礎学力の定着に向けた全校的な取組	夢を育む教育活動の展開
生徒指導の視点に立った教育活動の展開	小・中学校の連携を図る教育活動の展開
<b>信頼関係を基盤とした学年・学級経営</b>	
教師と子供の信頼関係及び子供相互の好ましい人間関係づくり	

## 4-1 社会教育行政の方針と重点

### (1) 基本方針

市民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

### (2) 重点目標

#### ④① 社会教育推進のための基盤整備

生涯学習の振興に資する社会教育推進基盤の整備・充実に努める。

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- ウ 社会教育関係団体等の活動の支援

#### ④② 学校・家庭・地域の連携による未来を担う人財の育成

学校・家庭・地域の連携を密にし、未来を担う青少年の育成に努める。

- ア 青少年の体験活動の充実
- イ 子供の読書活動の充実
- ウ 地域全体で子どもを育む活動の充実
- エ 家庭教育支援の充実

#### ④③ 活力ある地域コミュニティの形成に向けた人財の育成

地域を支え、地域に貢献する人財の育成に努める。

- ア 地域活動の実践者の育成
- イ 地域活動の指導者、コーディネーターの養成

#### ④④ 一人一人の主体的な学習と社会参加の推進

市民一人一人の主体的な学習活動の支援の充実に努める。

- ア 多様な学習活動の支援
- イ 社会参加活動の支援

## 4-2 青少年対策行政の方針と重点

### (1) 基本方針

関係機関・団体との連携を緊密にし、協力しあいながら、青少年の健全育成運動や非行防止活動等の健全な社会環境の基盤づくりを行い、地域ぐるみで青少年の健全育成を図る。

### (2) 重点目標

#### ① 市民への啓発

関係団体と協力し犯罪や非行の防止に関し市民への啓発活動を行う。

- ② 関係団体の活動の支援  
関係団体が行う青少年の指導、育成等の活動を支援する。
- ③ 少年相談センターの運営  
青少年の非行防止のため、学校・地域・PTA・警察及び関係団体と連携して、巡回指導活動を行う。
- ④ 青少年健全育成運動の推進  
家庭・学校・地域社会の連携を密にし、環境の浄化に努め、青少年の健全な育成を図るための地域ぐるみの運動を推進する。

## 5-1 文化行政の方針と重点

### (1) 基本方針

本市の歴史・文化遺産等文化財の適切な保存、保護に努めていくとともに文化財についての学習機会の提供を図っていく。また、住民が地域の伝統文化・郷土芸能等を体験し、触れあうことのできる機会を提供し、伝統文化の継承に努めていく。

さらに、世代や分野にとらわれない住民の自主的な芸術文化活動の展開を図る等地域の文化振興を図っていく。

### (2) 重点目標

- ① 文化財 **(埋蔵文化財)** の保存・整備  
各種文化財の基礎調査を実施し、国、県、市の指定文化財への拡充を図るとともに、文化財の保存、保護及び整備活用に努め、郷土の文化財への関心を高める。
- ② 文化財の周知  
市内に所在する文化財をホームページで公開するとともに、企画展示会等を通じて周知に努める。
- ~~③ 埋蔵文化財の保護・活用  
埋蔵文化財の保護のため、各種土地開発等との調整を図るとともに、遺跡分布・範囲確認調査を実施し、遺跡台帳等の整備に努める。  
また、縄文時代晩期の五月女菴遺跡の保存と活用を図るため、五月女菴遺跡の魅力や価値を紹介する企画展や講演会を開催し、文化財を活用した文化振興に努める。~~
- ~~④ 史跡指定の推進  
十三湊安藤氏関連遺跡の山王坊遺跡等の国史跡指定を目指し、十三湊遺跡との一体的な保存と活用を図る。~~
- ⑤③ 史跡の整備促進と指定の推進  
国史跡に指定された五所川原須恵器窯跡及び十三湊遺跡の調査研究と保存整備を進めるとともにながら、その活用を図るとともに、十三湊安藤氏関連遺跡の山王坊遺跡等についても国史跡指定を目指し、十三湊遺跡との一体的な保存と活用を図る。
- ⑥④ 民俗芸能の保存・継承  
民俗芸能の後継者の育成と発表機会の拡充を図りながら保存・継承に努める。
- ⑦⑤ 芸術文化活動の促進と育成支援

~~芸術鑑賞の機会を設けるとともに、創作活動とその発表の場を提供し、市民の芸術文化活動の参加を促進する。~~とともに、芸術文化活動を支える人財の育成を図り、芸術文化団体の活動支援に努める。

~~⑧ 文化団体の育成・支援~~

~~芸術文化活動を支える人材の育成を図り、芸術文化団体の活動支援に努める。~~

## 5-2 文化財及び関連施設の運営方針と重点

### (1) 基本方針

旧平山家ほか各施設における関係資料の収集、保存、展示に努め、調査研究と学習活用に資する。

### (2) 重点目標

#### 旧平山家住宅

① 機関との連携の拡充

学校教育機関等と連携して活用の促進に努める。

#### 太宰治記念館「斜陽館」

~~① 展示の充実~~

~~本館を管理運営する指定管理者と協力し、展示及び企画展等をより一層充実させていく。~~

②① 文化の拠点づくりの促進

隣接する津軽三味線会館及び旧西沢家住宅等と連携しながら、文化の拠点となるよう努める。

②② 景観の維持及び管理

本館は、市内に所在する文化財施設の中でも、特に、国重要文化財に指定され、また、作家「太宰治」の生家として多くの観光客も訪れる施設でもあることから、景観の維持とともに、適正な管理に努めていく。

#### 楠美家住宅

① 展示及び体験学習の充実

本住宅を管理運営する指定管理者と協力し、展示、企画展及び体験学習等をより一層充実させていく。

#### 旧西沢家住宅

~~① 保存・公開活用の促進~~

~~国重要文化財旧津島家住宅に隣接し、往時の町並（景観）を残す国登録有形文化財旧西沢家住宅は、歴史的に貴重な建造物であるため、保存修理及び公開活用に向けて~~

~~取り組む。~~

## 歴史民俗資料館

### ① 機関との連携の拡充

学校教育機関等と連携して活用の促進に努める。

### ② 他文化施設の有効活用

五所川原、金木地区の歴史民俗資料展示施設として、旧平山家住宅、楠美家住宅、~~旧西沢家住宅~~など他文化施設の有効活用を検討する。

## 5-3 芸術文化施設の運営方針と重点

### (1) 基本方針

ふるさと交流圏民センター、津軽三味線会館にあっては、市民の芸術、文化活動の拠点として、音楽や演劇など舞台芸術の公演を通じて地域芸術文化の振興を図るとともに、芸術文化活動の奨励及び育成に努める。

### (2) 重点目標

#### ふるさと交流圏民センター

#### ① 芸術文化活動の推進

舞台芸術の鑑賞機会の提供及び地域の芸術文化活動の推進を図る。

#### ② 貸館の利用率の向上

芸術文化の拠点として、市との連携を密にするが、指定管理者に管理運営を委ねることにより、貸館の利用の拡大を推進する。

## 津軽三味線会館

### ① 展示の充実

本館を管理運営する指定管理者と協力し、展示及び企画展等をより一層充実させていく。

### ② 拠点づくりの促進

~~津軽三味線を中心とした、地域に根ざした芸術活動の拠点となるよう努める。~~

津軽三味線の発祥地として、そのルーツや歴史の発信と生演奏による、その独特な音色の体感など津軽の風土と歴史が育んできた伝統芸能の学習並びに地域文化活動の拠点となるよう努める。

## 5-4 体育行政の方針と重点

### (1) 基本方針

市民一人一人が生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、体育・スポーツ並びにレクリエーション等の普及と振興を図り、市民の体力と健康の増進、健康教育の充実に努める。



## (2) 重点目標

### ① スポーツの振興と指導者の充実

市民各層の自主的なグループづくりの助長と市民の健全なスポーツの育成に努める。

また、体育協会等の関係機関の協力を得て、自主的グループの指導者確保に努める。

### ~~② スポーツの奨励~~

~~市民の体力増進のため、運動できる機会づくりを推進し、運動能力テスト等の実施に努める。~~

### ~~③ 指導者の充実~~

~~体育協会等の関係機関の協力を得て自主的グループの指導者確保に努める。~~

### ④② スポーツの拡充

家族ぐるみ、家庭婦人グループ、職場単位等のグループで行うスポーツの参加を推進する。

### ⑤③ 施設管理と多目的利用

施設の安全管理に努めるとともに、文化活動及びレクリエーション活動等の多目的な利用を含めた施設の利用促進を図り、市民の健康づくりと生涯スポーツの普及を推進する。

体育施設名	管理形態
つがる克雪ドーム	指定管理者による管理
市民体育館	指定管理者による管理
市営球場	指定管理者による管理
市営庭球場	指定管理者による管理
勤労者総合スポーツ施設	指定管理者による管理
弓道場	直営
市民プール	直営
金木運動公園	直営
B & G 海洋センター金木	直営
金木相撲場	直営
嘉瀬スキー場	直営
B & G 海洋センター市浦（体育館・艇庫）	直営
山村広場	直営

### ⑥④ 個別施設の整備（平成2728年度の重点整備施設）

#### ア ~~金木運動公園~~ つがる克雪ドーム

~~金木運動公園の野球場の西側にある法面が昨年夏の大雨により崩落し、排水枡が隣接する藤枝ため池に落ちている状態であるため、復旧作業を行う。~~

外部鉄骨の腐食、機械器具の故障、外構設備の老朽化等に伴い、2か年計画でつがる克雪ドームの大規模改修を実施することとし、平成28年度は実施設計業務を行う。

#### イ 市営庭球場

管理棟の基礎鉄骨部分の腐食、屋根の剥離等の老朽化に伴い、管理棟の建て替えを

行う。

#### ④ 他~~の~~の体育施設

他の体育施設については、随時、施設点検を行い、補修すべき箇所の修繕を行うなど安全管理に努める。

## 5-5 走れメロスマラソン対策室の方針と重点

### (1) 基本方針

今もなお多くのファンに愛されている作家・太宰治の代表作品「走れメロス」にちなんで「走れメロスマラソン大会」を開催することで、地域住民の健康増進、~~また~~大会開催による地域間交流を~~マラソンを~~通じた~~て~~歴史と文化の周知を図り、五所川原市の知名度を高める。

### (2) 重点目標

#### ① マラソン大会の充実強化

参加ランナーの周知徹底、大会開催方法の見直しによる参加ランナーの増加を図るとともに、スポーツ団体等関係機関との連携によるボランティア確保を目指す。

## 6 公民館の運営方針と重点

### (1) 基本方針

市民一人一人が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送り、心豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、社会教育の拠点施設として様々な学習機会を提供し、社会参加が実現できるよう生涯学習の推進に努める。

### (2) 重点目標

#### ① 青少年教育の充実

人と人とのふれあいの中で、仲間づくりの大切さと豊かな心を育み、青少年の健全育成を推進する。

#### ② 成人教育の普及と啓発

生涯学習活動の普及、振興を図り、仲間づくりと自主的学習活動を通して得た知識、技術等を実生活の中で活用し、望ましい地域づくり、家庭づくりを奨励する。

#### ③ 芸術・文化活動の振興

芸術、文化活動の振興を図り、地域住民のうるおいとゆとりのある生活環境の普及を図る。

#### ④ 地域コミュニティの再生及び地域活性化

関係諸機関と連携・協働して現代的課題解決のため実施する地域独自の取組みを支援し、地域のきずなを深める。

#### ⑤ 施設提供の充実

利用者へのサービス向上を図るとともに、気軽に利用できる公民館体制の充実に努める。

ア 学習者、利用者への利便性の向上

イ 施設、設備の充実

## 7 図書館の運営方針と重点

### (1) 基本方針

生涯学習の場を提供するとともに社会の変化に対応する多様な資料・情報を収集して、広く市民の知識と教養を高め、教育・文化の向上と発展に努める。

### (2) 重点目標

#### ① 図書館総合情報システムの推進活用と資料電子化によるサービスの向上

ア セルフ貸出、インターネット予約・館内利用者端末予約を推進する。

イ 資料の電子化に努め、機能向上を図る。

#### ② 蔵書の活用

計画的に選書をし、新刊書増備の充実に努め、新鮮で魅力的な蔵書の充実構築を図る。

る。同時に既存の蔵書及び寄贈図書の有効活用を図る。

### ③ 読書の推進

すべての市民が読書の機会を得られるよう、創意工夫とPRに努め、読書に親しむ機会づくりに努める。図書館で、できることの幅を広げ市民の役に立つ図書館を目指す。

ア 地域社会との連携

イ 学校及び教育施設との連携

ウ 県内図書館との連携

エ 各種行事の活用

オ 読書推進PR

カ 活字による読書が困難な方への読書機会提供

キ 子ども司書養成講座の開催

### ④ 分館との協力

伊藤忠吉記念図書館・市浦分館と連携を図り、地域格差のない図書館サービスを市民に提供し、利用促進に努める。

## 8 学校給食センターの運営方針と重点

### (1) 基本方針

成長期にある児童生徒に、安心安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進や体位の向上並びに心身の健全な発達に資することを基本とし、健康と食生活との関わり、食事の重要性、食べ物の大切さを理解させるとともに、「食」を通じて思いやりや感謝の心、豊かな人間性の育成に努める。

### (2) 重点目標

#### ① 食の指導

日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培うとともに、望ましい食習慣や食事マナー等について指導する。

#### ② 食生活の改善

学校給食センターと学校・家庭が連携し、児童生徒の食生活の改善を推進し、栄養の改善及び健康の増進を図る。

#### ③ 食の健康教育

食料の生産、流通及び消費について正しい知識を身につけるとともに、調理についても指導する。

④ 地産地消の推進

関係機関及び生産・加工団体と連携し、米、リンゴ、十三湖シジミ、大豆加工品、野菜など県内地場産食材を学校給食に活用し地産地消の推進に協力する。

⑤ 施設の改善

~~金本・市浦地区の学校給食設備及び現給食センター~~の機能を維持し、学校給食の提供に支障が出ないように対応する。

⑥ 安全・衛生の推進

施設・給食食材・給食関係者の安全対策と衛生管理を徹底し、事故防止に努める。

⑦ 新給食センターの**建設稼働**

~~現給食センターは、耐震性や設備、衛生管理面から課題があるため、平成28年度中の稼働を目指し、学校給食衛生管理基準に基づく、新たな学校給食センターの整備を進める。~~

平成26年度から建設を進めてきた学校給食衛生管理基準に基づく新たな学校給食センターの今年度中の稼働を目指し準備を進める。

議案第7号

県費負担教職員人事の内申について

県費負担教職員人事について次のとおり内申する。

平成28年2月18日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

B & G海洋センター金木駐車場内車輛破損にかかる  
損害賠償額の決定及び和解について

B & G海洋センター金木駐車場内で発生した車輛破損事故について、五所川原市長名において下記のとおり損害賠償額を決定及び和解し、並びに平成28年度五所川原市議会第2回定例回に報告されることとなったので、これを報告する。

平成28年2月18日

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

記

1 事故の概況

平成27年11月27日(金)、午前9時10分頃、株式会社菊池商店の配送トラックが、B & G海洋センター金木駐車場の駐車帯に一旦進入し、切り替えしてバックで駐車帯に停車するため、前方から駐車帯に対し斜めに進入したところ、グレーチングが跳ね上がり、車輛右側の燃料タンクに引っかかる形で燃料タンクを破損させ、燃料タンクより軽油60ℓ～70ℓが駐車場内に流出した

双方の過失割合、被害額の確定を待って、平成28年2月12日付けで示談している。

2 和解の相手方

住 所 青森県弘前市大字新里字東里見113番地1  
会社名 株式会社菊池商店 代表取締役 樽澤 憲雄

3 損害賠償額

93,726円

4 五所川原市議会へ報告する専決処分

平成28年2月12日専決、報告書類については、別添「損害賠償の決定及び和解について」のとおり。

5 添付書類

- (1) 損害賠償額の決定及び和解について
- (2) 事故現場航空写真
- (3) 事故状況報告図

## 専決第9号

### 損害賠償額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり損害賠償額を定め、和解することを専決処分する。

平成28年2月12日専決

五所川原市長 平山誠敏

### 記

施設管理瑕疵による車輛破損に係る損害賠償の件

#### 1 和解の相手方

青森県弘前市大字新里字東里見113番地1  
株式会社菊池商店 代表取締役 樽澤 憲雄

#### 2 本件の経緯及び和解の内容

##### (1) 本件の経緯

相手方株式会社菊池商店（以下「甲」という。）と五所川原市（以下「乙」という。）は、平成27年11月27日午前9時10分頃、五所川原市金木町芦野84番地99五所川原市B&G海洋センター金木駐車場内において、甲所有の車輛が場内の駐車帯に進入する際、側溝蓋のグレーチングが跳ね上がり、同車輛の燃料タンクを破損させた件について、双方協議の結果、次号に定める内容で和解する。

##### (2) 和解の内容

ア 甲の損害額	104,140円
イ 乙の損害額	0円
ウ 過失割合	甲10%、乙90%

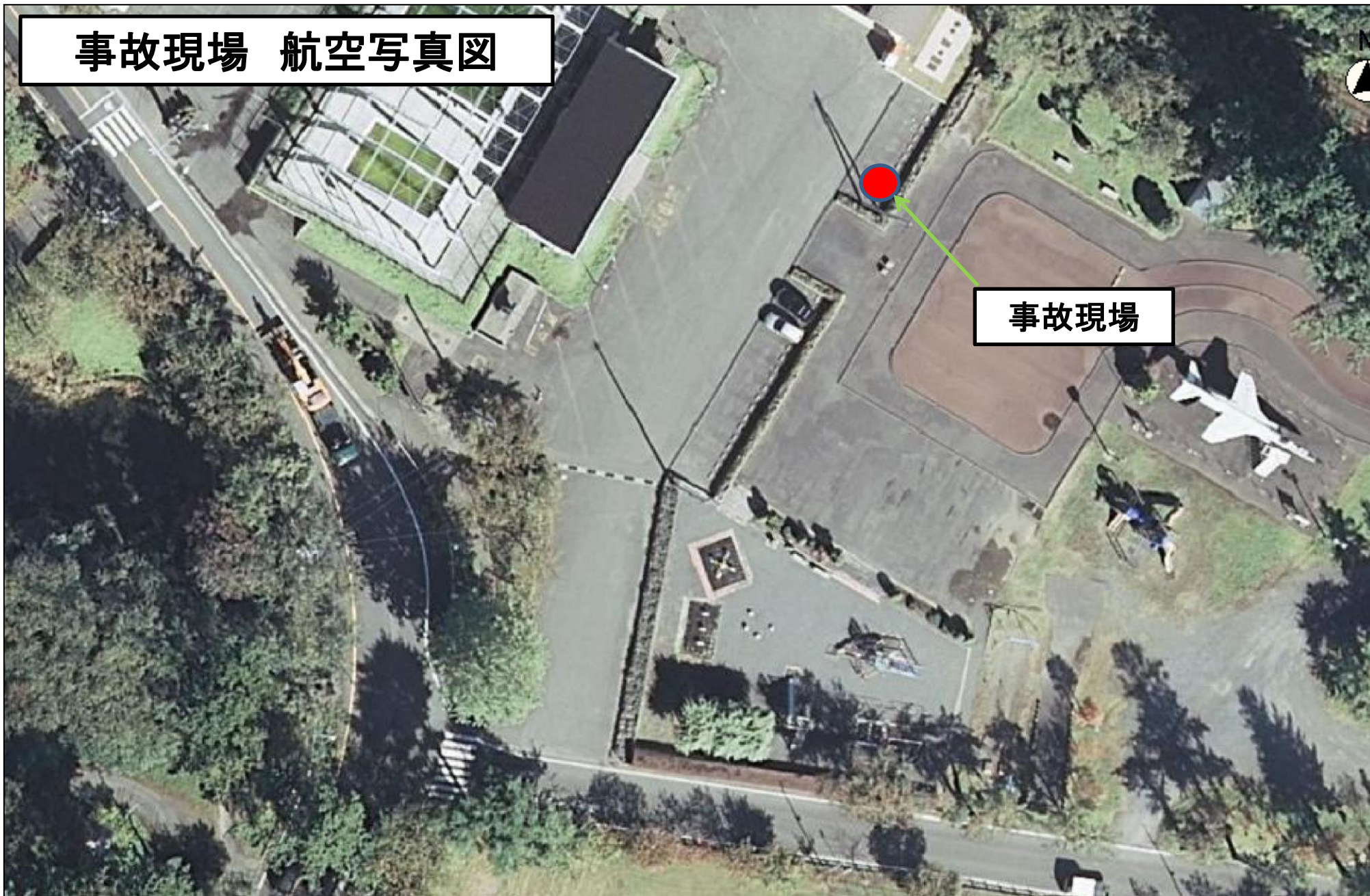
##### エ 乙の負担額

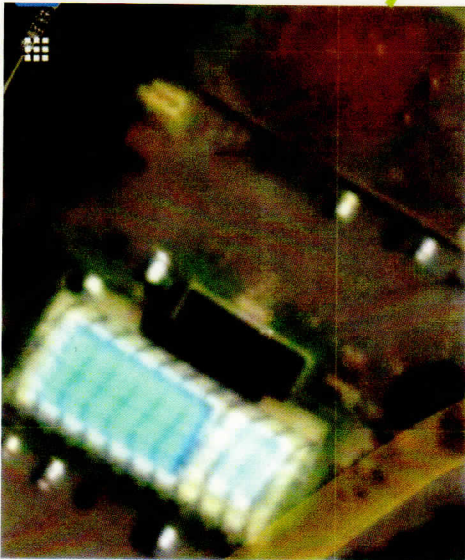
乙は甲の損害のうち93,726円を負担する。

オ 甲乙双方は、今後本件に関し、裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを約する。

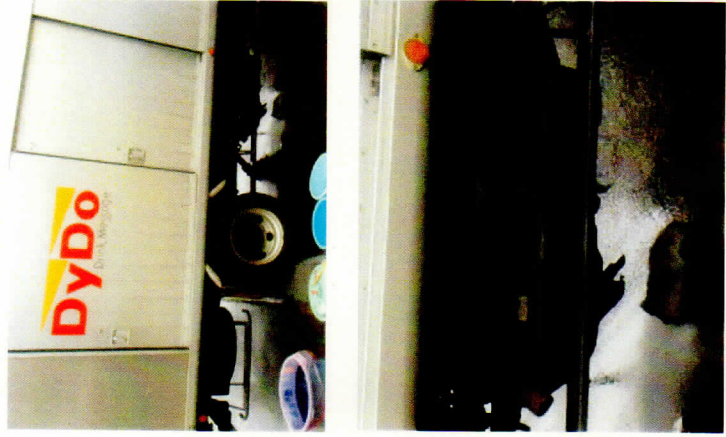


# 事故現場 航空写真図

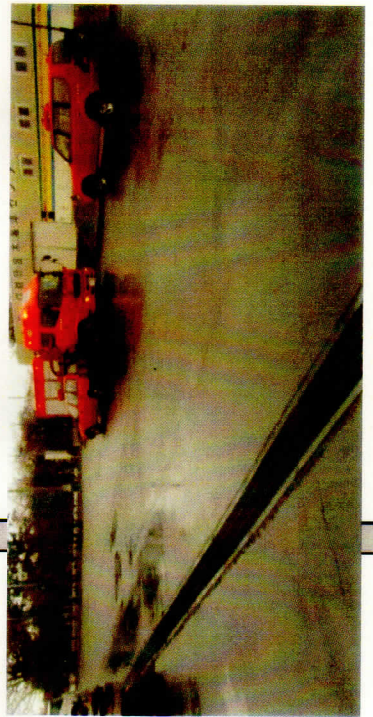
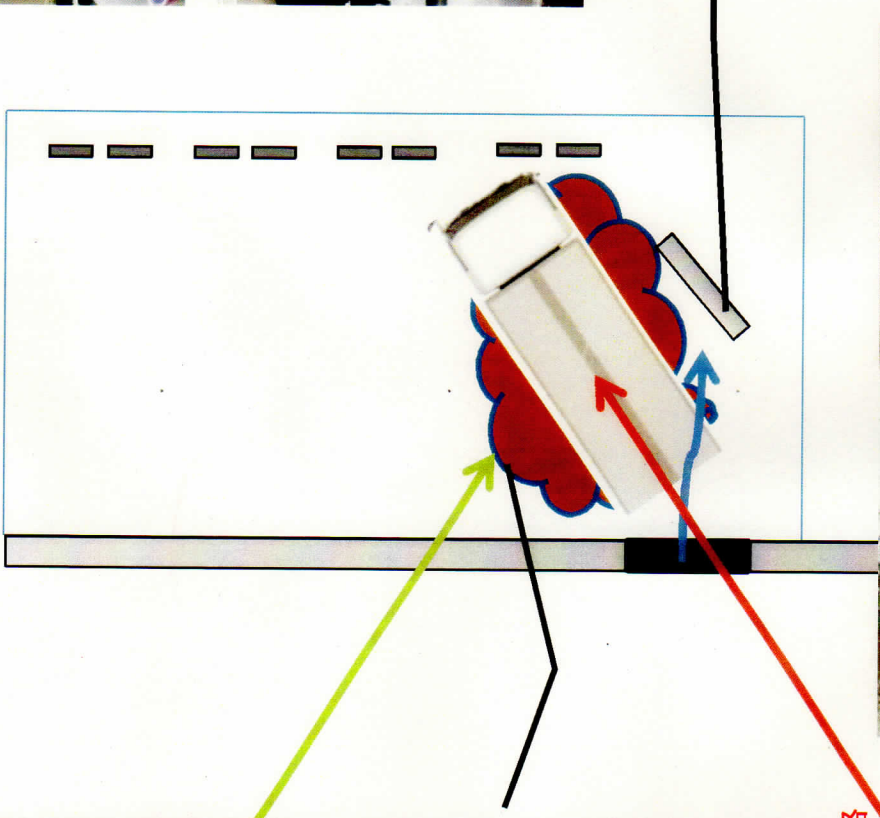




トラックがグレーチングとは斜めに駐車エリアに入したところ、グレーチングが跳ね上がり、燃料タンクに引っかけかかって損傷し、穴が開いてガソリンが漏れた。



グレーチングがここまで飛ばされたのか引きずられたのは確定できないが、警察の写真を確認したところ、この辺にグレーチングがあった。



進入経路

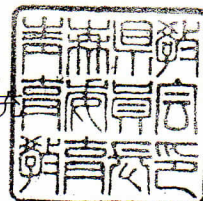
別添 事故状況報告図

写

青教高第 377号  
平成28年1月20日

五所川原市長 平山 誠敏 殿

青森県教育委員会  
教育長 中村 亮



金木高等学校市浦分校の募集停止に伴う要望について（回答）

平素より本県教育行政の推進について、格別の御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、貴職より、平成27年12月28日付け五教総発第692号により、不登校経験など様々な事情を抱えた生徒への対応、通学環境に配慮した学校配置、地理的に通学が不便な生徒に対する支援等これからの高等学校教育改革に向けた御要望をいただいたところです。

現在、県教育委員会が設置している青森県立高等学校将来構想検討会議では、貴職からの御要望と同趣旨の内容も含め、教育環境の充実に向けた基本的な考え方について検討がなされており、平成28年1月末に答申が提出される予定となっております。

県教育委員会では、本県の未来を担う子どもたちが夢や志の実現に向けて成長できる高等学校教育の充実のため、この答申を踏まえるとともに、広く県民の皆様の御意見を伺いながら、平成30年度以降を期間とする県立高等学校教育改革次期計画の策定に取り組むこととしています。

担 当

〒030-8540 青森市新町2丁目3番1号

高等学校教育改革推進室 會田主事

電話：017-734-9866、FAX：017-734-8267

